

小郡南サッカークラブ規約

第 1 条(名称)

名称は「小郡南サッカークラブ」とする。

第 2 条(本拠地)

活動本拠地を福岡県小郡市とする。

第 3 条(練習場所)

小郡市立小郡小学校(福岡県小郡市小坂井 288)

小郡市立大原小学校(福岡県小郡市大保 1394)

七夕広域運動広場(福岡県小郡市大崎 145-1)

その他近隣グラウンド

第 4 条(クラブ事務局) 以下住所にクラブ事務局を置く。

小郡市美鈴の杜3丁目1番2号 サンリヤンアネックス美鈴の杜 401 号

第 5 条(目的)

小郡南サッカークラブは、「サッカーを楽しみたい」「上手になりたい!」という子どもたちのそれぞれの目標を支えていき、広い視野でサッカー選手を育成することを目的とする。また、世代や性別に関係なく、サッカーを通して健康で楽しい生活を共有できる場や時間を設定していくことを目的とする。

第 6 条(入会資格) 以下事項を入会資格とする。

- 1)クラブの目的に賛同するものであること。
- 2)規約の遵守を誓約し、入会申し込み書を提出したものであること。

第 7 条(会費) 会費とは次のものをいう。

入会金(入会時に支払うものとする。)

月会費(毎月翌月分を前月の 27 日までに支払うものとする。)

第 8 条(会費の不返納)

一旦納入した入会金・月会費は返金しない。※特別な理由を除く

第 9 条(会費の滞納) 会員が事前の承認を取る場合を除いて、会費の支払いを怠った場合、指導を停止し、除名することができる。

第 10 条(休会・退会)

休会もしくは退会する選手は、事前にクラブへ連絡しなくてはならない。本人の都合により休会する期間中も会費を徴収する。但し、病気による入院等で長期にわたって活動に参加できないと認められた場合は、当該期間の会費を免除する。

第 11 条(連絡の義務) 会員は、住所・電話番号等に変更が生じた場合、速やかにクラブへ連絡しなければならない。また、練習または試合等のチーム活動に参加できない場合や遅れて参加しなければならない場合、早退しなければならない場合、事前にスタッフに直接連絡しなければならない。

注:基本試合・トレーニングマッチには極力出席下さい。人数の関係上足りない場合

試合等に参加できない可能性があります。極力避けて下さい。活動に支障をきたします。

第 12 条(練習方針) 会員およびその保護者は、チームの指導方針や活動方針について、クラブに一切を任せるものとする。

第 13 条(練習予定) 毎月の練習・試合予定は、チームからの月予定表およびメール、または口頭で連絡を行うこととする。

第 14 条(行動規範) 会員は以下の行動規範を遵守し、チームの一員として真摯な態度でトレーニングに臨まなければならない。

- 1) 日本国の刑罰法規に抵触する行為を行ってはならない。
- 2) クラブの品位を著しく損なう言動および態度をとってはならない。
- 3) チームの風紀を乱す行為を行ってはならない。
- 4) チームのルールを守り、スタッフの指導に従うこと。
- 5) 学業を疎かにしないこと。
- 6) 常に弱者を支え、地域の規範となるよう行動すること。
- 7) 保護者や目上の方々に敬意を払って行動すること。
- 8) 礼儀正しいあいさつや正しい言葉遣いに気を配ること。
- 9) チームの活動を休んだり、遅れて参加したり、早退したりする場合は、必ず連絡すること。

第 15 条(除名) 小郡南サッカークラブは、選手が以下項目のいずれかに該当した場合、選手を退会させることがある。

- 1) 会員が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行ったり、重大な不祥事を起こしたりした場合。
- 2) 会員およびその保護者が、本規約の事項またはクラブの指示に違反し、クラブが改善の催促をしたにもかかわらずこれを拒否あるいは無視したり、改善しなかったと認められたりした場合。

第 16 条(写真・映像の使用について)

1)本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。これは本クラブ広報活動や活動記録のために、公式ホームページやその他の 媒体、資料、取材などに使用されることがあります。ご入会に際し、小郡南サッカークラブに一任ください。

2)[細則] 頂いた個人情報につきましては本クラブの活動以外に利用することはありません(より練習環境の確保のため、団体登録時・施設使用時などに使用させていただく場合があります。その際は、事前に相談をさせていただきます。) 本クラブに定めのない事項、および運営上必要な催促は本クラブが別に定める。

第 17 条(傷害対応) 以下事項に基づき対応する。

- 1) 会員全員、スポーツ安全協会保険に加入する。
- 2) 小郡南サッカークラブは会員に対して、チームの活動中において事故の無いよう万全の注意を払うが、試合中及び練習中、または移動中の不測の事故による傷害に対しての補償は、加入スポーツ安全協会保険の補償適用範囲内のみとし、それ以外は一切の責任を負わないものとする。
- 3) 小郡南サッカークラブは会員が活動中にけがをした場合、応急処置を行い、場合によっては救急搬送を行う。

第 18 条(規約の改正) 本規約は随時改正できる。

第 19 条(施行) 本規約は 2020 年 4 月 1 日より実施する

追加事項

- ・ 移籍 日本サッカー協会規約、規定、福岡県サッカー協会筑後地区に準ずる。
 - ・ サッカースクール、イベントへの参加 小郡南サッカークラブの活動を最優先する。組織内に 4 種チームの無いものへの参加は認める。
 - ・ トレセン活動への参加 チームの活動が最優先できるものへの参加は認める。
 - ・ セレクションへの参加 6 年生は受ける際にチームに連絡する。ルール、マナーを守り、チームの名に恥じないように参加
- その他の学年で参加する場合は小郡南サッカークラブを退会后、参加する。
- ・ 学校行事などがある場合は学校行事を優先してください。